

災害時における段ボール製品の調達等に関する協定

岡山市（以下「甲」という。）と西日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡山市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な物資の調達及び災害に備える地域防災力の向上を図るため、甲と乙が相互に連携協力する取組に関し、必要な事項を定める。

（内容）

第2条 甲及び乙は、前条に基づき、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 災害時における段ボール製品の調達に関すること。
- (2) 岡山市の防災及び減災に関すること。
- (3) その他甲及び乙の協議により定めること。

（協力の要請及び受諾等）

第3条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、文書により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

- (1) 被災地の最寄りの場所に事業所を有するもの
- (2) 生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
- (3) 甲の要請に優先的に対応することが可能なものの

3 乙は、前項の選定をし、当該組合員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- (1) 組合員の名称及び所在地
- (2) 連絡窓口及び連絡方法
- (3) 物資の種類、数量及び提供可能時期
- (4) その他必要な事項

4 乙から前項の連絡を受けた後、甲は、前項の承諾をした乙の組合員（以下次条、第5条及び第7条において「組合員」という。）と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

（物資の種類）

第4条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド

- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他乙の組合員の取扱商品
(物資の引渡し)

第5条 組合員は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

- 2 組合員は、できる限り物資の組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めることとする。
- 3 組合員は、搬送終了後、速やかに別記第2号様式により甲に報告するものとする。
(物資の回収)

第6条 乙は、納品した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合は、できる限り物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

(経費等の負担及び請求等)

第7条 甲の要請により組合員が調達した物資の代金及び運搬に要した経費(以下「経費等」という。)は、災害時の直近の価格を基準とし、甲及び組合員が協議の上決定するものとする。

- 2 業務に要した経費等については、相当額を甲が負担する。
- 3 組合員は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。
- 4 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、30日以内に支払いを行うものとする。
(連絡窓口及び連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。連絡窓口を変更したときも、また同様とする。

- 2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、組合員に対する連絡体制の確立を図るものとする。
(情報の共有等)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。
- 3 乙は、日頃から、本協定の趣旨及び手続等についての組合員の理解を深めるよう努力するものとする。
(災害に備えた訓練等への協力)

第10条 乙は、甲が実施する災害に備えた訓練や出前講座等への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(県知事による連絡調整)

第11条 甲の区域及び甲以外の県内の市町村の区域にわたり災害救助法(昭和22

年法律第118条) 第2条に規定する災害が発生した場合は、第3条に規定する甲が行う要請は、同法第2条の3に規定する県知事の連絡調整の下で行われるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度関係者で協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成31年 4月 1日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市

岡山市長 大森雅夫



乙 大阪市中央区森之宮中央一丁目16番16号

西日本段ボール工業組合

理事長 大坪清

